

# 令和7年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教育文化部長	天野富三
会計管理者 兼会計課長	田島直樹
総務課長	伊藤博臣
企画課長	山内明
環境経済課長	西川雪秀
福祉子ども課長	朝日純子
建設課長	後藤英司
教育文化課長	赤塚暢子
学校給食センター所長	田島明
郡教委社会教育課長	藤枝豊和

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 佐々木正道

1. 議事日程（第3号）

令和7年3月13日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第3号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第4号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第5号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第6号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第7号議案 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第8号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第9号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第11号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第12号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第13号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例について

- 日程第12 第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 第15号議案 町道の路線認定について
- 日程第14 第17号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第15 第18号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 第19号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 第20号議案 令和7年度笠松町一般会計予算について
- 日程第18 第21号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 第22号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 第23号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 第24号議案 令和7年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第22 第25号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第3号議案から日程第22 第25号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第3号議案から日程第22、第25号議案までの22議案を一括して議題といたします。

第3号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） この条例の一部を改正する条例ということで、これは国の空家等対策の推進に関する特別措置法というのが今から10年ぐらい前に施行されて、それを受けて、今回、1年前ぐらいですか、令和5年に改正されたものを受けたものというふうに解釈をしております。

その中で、今回の特定空き家といわれていたものに加え、管理不全空家というような文言が新たに入ってきているようですが、ちょっとその辺りをもう一度詳しく教えていただいて、そのことがここに、この条例のところに反映していくのかということまでお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

今回改正されまして新設された管理不全空家、これにつきましては、今回の法改正によりまして、既に危険な状態にある空き家が指定の対象となる特定空き家だけではなく、今の状態のまま放置しますと特定空き家になりかねる可能性のある空き家に対しましても適正な管理を促すという措置としまして管理不全空家という区分が新設されたものでございます。

それに伴いまして、今回改正させていただきました内容の中で、管理不全空家等の所有者に対しまして、修繕、立木竹の伐採、その他の必要な具体的措置につきまして町が勧告を行うことが規定され、これに伴いまして、現在特定空き家にする措置を審議の対象としている笠松町空家等適正管理審議会の規定について管理不全空家に対します措置も審議の対象となるよう、その所掌事務に関する規定を改正するものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。よく分かりました。

それで、今年度、令和6年度に空き家の調査をされているようですが、当然その調査の内容については、今の管理不全空家に該当するものとかも含めて、もっとそれ以前のものもあるともちろん思いますけど、空き家の種類が幾つかあるとは思いますが、区分が。それも踏まえて今年度調査をされたということによろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

そのとおりでございまして、これに伴いまして、今後、空き家の対策を講じるための基礎としましてやらせていただきましたので、改めまして令和7年度から新しい体制を整えて対処していきたいと思っております。以上でございます。

○1番（伊神和弘君） 以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

伊神議員。

○1番(伊神和弘君) これは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということで、施設型給付を受けるために市町村が確認をするということで、その基準を定める条例の一部を改正するところですが、今回、認定こども園ということで、それが笠松町でということがあっても含めて、これがちょっと前に改正がされているようですけど、今回そのこともあつての改正ということでもいいのか、国のほうが改正されたからそれに従って改正してきたのかということも、もうちょっとそこら辺がはっきりするとありがたいんですが、お願いします。

○議長(伏屋隆男君) 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長(平岩敬康君) 認定こども園との関係でということでお尋ねなんですけれども、今回の改正につきましては、認定こども園ができたからというお話とは全く関係がなく、もとの法律のほうが変わりました、例えば、平成24年ぐらいに大本の法律ができた段階で各種緩和の規定があったものが10年経過したというところで、それを引き続きその緩和措置を続けていくという改正になりますので、認定こども園とは、できるからということと絡みはございません。

○1番(伊神和弘君) 了解です。

○議長(伏屋隆男君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。  
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、後に採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を許します。  
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 令和7年度笠松町一般会計予算についての質疑を許します。

質疑は歳出から各款ごとに行います。その後、歳入全般、繰越明許費、債務負担行為、地方債について行い、最後に一般会計全般にわたるものについての質疑を行います。

それでは歳出についての質疑に入ります。

質疑に際してはページ数、項、目、節を述べてください。

予算説明書25ページ、主要事務事業説明書17ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので次に参ります。

予算説明書26ページ、主要事務事業説明書17ページからの第2款 総務費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） すみません、勉強会でお聞きしたと思うんですけど、ちょっともう一度教えてほしいんですけど、18ページの4目の電子計算費のところの新規事業の標準準拠システム管理事業のところなんですけど、ちょっとそこをもう一度教えていただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 主要事務事業18ページの第4目の電子計算費の中の新規事業、標準準拠システム管理事業についての御質問にお答えをさせていただきます。

これは国が進めております標準的なシステムということで、令和7年度までに移行するというので現在移行事務を進めております。

それで、笠松町につきましては令和7年度11月頃に移行を済ませるということで、こちらの予算、標準準拠システムの管理事業につきましては、移行後のランニングコストということで、ネットワーク管理委託料であるとか使用料を新たに予算計上させていただいたというところがございます。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） すみません、国からそういうふうになったというふうにお聞きしているんですけど、実際どういったものがどのように変わるというのか、その辺がちょっと私あんまりITに強くないので分からないので、ちょっとその辺だけ説明していただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まずこの法律といいますのが、地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律ということで、国の統一的な基準に適合したシステム、システムを国で統一をすることが義務づけられまして、それを令和7年度までに移行するということになっております。

そして、業務的には20の業務ということで、例えば住民基本台帳であるとか戸籍の付票、固定資産税、選挙人名簿、児童手当等と20の業務に関してシステムを標準化するというのでございます。

○9番（田島清美君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。18ページに、先ほどの話の中で、電子計算費の中の標準準拠システムということなんですけれども、これは国が先ほど言われたように標準的に行う事業で、国からのお金で全部来るんですけれども、ガバメントクラウドネットワーク管理委託料ということは、国が準備したクラウドにアクセスしていろいろなことをやるということなんでしょうか。それに接続する回線というのはどういう回線になってくるのか。

先ほど言ったように、戸籍のことであったりいろんなことであったりということは、県の情

報処理センターとの関係というのはどういうふうなことになるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えをさせていただきます。

こちらは、このシステムと回線というのが、国が定めます基準に適合したネットワークに接続するということになっております。それで民間のAWSであるとかOCIとかの使用料が今回この予算に組みさせていただいておりますけど、情報センターにつきましてもその国の定める基準に適合したネットワークということで、OCIを活用してそちらに接続をさせていただくということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そうするとこれ、今まで使っていたLGWANというのはどういう扱いになってくるのでしょうかということが1つと、ちょっとそのほかに、その下にある町民バスの件で、バスを2台購入するんですが、これはまたオートマチックに戻るのでしょうか、ATなんのでしょうかということが1つと、もう一つ、自主防災会のいろんな事業が組まれておるわけなんですけれども、12月に町内会の促進条例が可決しましたけれども、その中でやっぱり地元の入っていただくためには防災のためにというような強い思いも町長の中にあられたと思うんですけれども、それに対応するために、何か住民にとって町内会にとって加入の促進になるような防災訓練の新しい形というか、提案というのはいされるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

主要事務事業19ページの防災対策費、自主防災組織育成事業の中で、その御質問で、12月に笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例を制定いたしまして、その中で今後いろんな加入促進に向けていくわけなんですけれども、今ちょっと松枝地域のほうから、松枝地域の校区での防災訓練を令和7年度に開催したいというお話を受けておりますし、またこれちょっとあれなんですけれども、北門間町内会におきましては、地区防災計画というのを町内会で話し合っ、そちらの計画のほうも策定をされております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） すみません。お答えいたします。

先ほど言ったみたいな活動等、そういった動きがございますので、そういったことを自主防災会のほうと町としましてもいろいろとそういった事例を紹介しながら広めていきたいと思っておりますし、それが地域にどんどんそういった機運が高まってくればいいと思っておりますし、それがひいては、最後は町内会の促進につながっていけばいいかなというふうには考えておりま

す。

○議長（伏屋隆男君） まだ答えられんかな。

〔「ちょっと今確認中です」の声あり〕

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私のほうからは、L G W A Nの関係についてですけど、今ちょっと確認をさせていただいておりますので後ほどお答えをさせていただきます。

もう一つ、バスの関係ですけど、現在の予算では5速オートマ、現在のオートマ車と同じような形態でというふうで考えております。

○議長（伏屋隆男君） まだ答弁来ませんので、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島議員の質問に対する答弁を求めます。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お待たせをして大変申し訳ございませんでした。

川島議員さんからの御質問のL G W A Nはどうなるかということでの御質問でございました。

実際にはL G W A Nは残ることになります。現在でも行政間とのメールとかをしておりますのでL G W A Nは残ります。

あとこの標準化に関しまして、そのL G W A Nを介して接続をするという方法もあるわけなんですけど、いわゆる情報センターさん、業者の方が今回のこの標準化システムに接続するのはO C Iを選択された。ほかの業者はA W Sを選択されたということで、O C I、A W Sを利用して接続をさせていただくということでございます。

先ほども言いましたように、L G W A Nは行政間のメールであるとか、標準化移行しないシステム等々はそのままL G W A Nを活用するというようになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

国がやることなので笠松町がとやかく言えることではないとは思いますが、やるんならみんな全部一緒に統一的にやったほうが余計お金がかからんのかなというふうに、何でわざわざそういうふうに複雑にしていくんだらうという思いはすごくあるんですが、ここで言ったところで答えようもないので言っただけにしておきますけれども、今後は国がもっと本当の意味でのデジタルを活用して、省力化して効率化していくということを考えると、やっぱ

りそれは統一していくというのが一番大事なことなんだろうというふうに思いますので、私の思いをお伝えしました。

それからオートマチックという件も了解しました。ただオートマチック、以前は修理費が非常にかかるのでということでマニュアルに戻したら、今度はマニュアルのほうが故障が多いというようなことになったり、いろいろ紆余曲折しておりますけれども、取りあえず来年度以降もバスの事業が続けられるということでちょっとほっとはしておりますけれども、あともう一つ、別のページになるんですけれども、20ページ、先ほどの町内会の続きのことで諸費の中に町内会の助成事業ということが書いてあります。

12月の議会のときに、加入促進のときにも質問したんですけれども、役員が回ってくるので町内会には入らないという御意見もやっぱり数多くお聞きしておるわけなんです。そうすると役員になられる方の、例えばこの間も議会のときにもお話ししたんですけれども、回覧板はなしにして必要なところ以外のところは、例えばできるのであれば電子回覧板にするとか、これから町内会費の納入をキャッシュレスでできるようにするとか、ネット上で決算できるようにするとか、それから会計システムを町のほうで管理できるようなkintoneでつくっていただいてクラウドで管理できるように、全部一緒に簡単に入力するだけで済むようにするとかというような形で、実際の作業を、町内会の作業を省力化していくというような考え方というのはいないのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

主要事務事業20ページの諸費の中の町内会助成事業のところ、町内会の役員の関係でいろんな電子回覧板とかキャッシュレスとか等御意見をいただきましたけれども、その中にある事務作業の件、そちらにつきましては、町内会によっては世帯数も1桁の世帯から400、500という世帯とか町内によってそれぞれ違いますので、その中でやれることをやっていただければいいんですけれども、そういったところで町内会のほうでいろんな御意見等あればいろいろ町としてもお聞きしまして、町として支援できることがあれば支援はしていきたいというふうには考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

間宮議員。

○6番（間宮寿和君） まず、同じくということで申し訳ないんですが、そのガバメントクラウドネットワークのところでの質問ですが、今両議員が質問されたことに付随してというところにもなるんですけど、このガバメントクラウドが導入されるということでいうと、多分これは日本中のデータをクラウド上に上げて、どこの自治体からでも同じようなデータを共有できる

ような状況に持っていくための、デジタル庁が当初から推進していたものの一つだと推測しますが、これにおいて、今、令和7年度までにとということをおっしゃられたんですけど、その後、今度国がそれをまた構築というか、きちっと使えるようにしていくと思うんですが、その辺のスケジュールというんですかね、今後どのようにこれをまた使えるようにしていくかとか、そういうようなものももし出ているのであれば教えていただきたいのと、当然クラウド的なことになるので、デリケートなところですけど、そういうデータの共有をするということは、当然データの漏えいということもすごく懸念されることになるんですけど、その辺りのいわゆるセキュリティ的なところであったりとか、そういうところも付随して今回一緒に出てきているのかどうか。

例えば、逆に町に対してこういうことをやってくれというようなことを言われているのかどうか、その辺も含めて、もし分かる範囲で結構ですが教えていただきたいです。

もう一つ、今の防災関係のところです。

以前から、例えば飲食的なもの、消費期限等があるものに関しては、その期限内に使用し、新たなものを購入していくというようなことを聞いておりますが、例えば消費期限がないようなもので、例えばですけどロープであったりとか、あとナイロン系のものや、そういうプラスチック系のものでも劣化はしていくと思うんですね。

そういうようなものが、いざ使おうと思ったら切れちゃったよとか、古くて使い物にならなかったよということになるのはすごく怖い気がするんですが、その辺のチェック体制というかそういうものをされて、またそういうものに対して新たな物を購入されるとか、そういうことを随時なされているのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

主要事務事業の19ページの防災対策費の中の防災備品管理事業についての御質問でございますが、確かに備蓄品等に関しましては、飲食的なそういったものについては、賞味期限が間近なものについては自主防災会の訓練などに配付していただいたり、いろんな各課に紹介して各団体等で使っていただいたりはしております。

先ほど言われましたように、そういったものがないもの、そういった備品につきましては、職員の防災訓練とかそういった何かの機会に使用し、それが使えるかどうかのチェック等は行っております。それでそういったところで何かの機会のとときにちゃんとそういったところで使えるかどうかのチェックを今後もしていきたいとは思っております。

○議長（伏屋隆男君） 質疑の最中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

間宮議員の質問に対し答弁を求めます。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 時間をいただきまして、ありがとうございます。申し訳ございませんでした。

間宮議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

その前に、今回の標準化、先ほど国の法律改正ということで御説明をさせていただきましたが、その目的につきましては、今まで各自治体がそれぞれのシステムを構築しておりましたが、それぞれのベンダーさんを活用してやっておりましたが、やはりいろんな改正があった場合にはシステム改修を個々でやったりとかしなくちゃならないということで、そのシステム改修費や運用の経費、そういうものを抑制したいとか職員の負担を軽減したいということで、行政運営の効率化というような目的が1つあります。

もう一つにつきましては、将来的にオンライン申請で様式の統一をすることによりまして住民の利便性が向上するというようなことで、この行政運営の効率化と住民の利便性の向上、この2つの目的で今回このシステムを標準化するというようなことでございます。

それで、間宮議員さんの御質問にありましたように、いろんなシステムのデータの漏えいということでございますが、この国が構築しましたクラウドの中には標準的なシステムが載るわけございまして、個人情報はそのクラウドに上がるわけではございませんので、先ほど言われましたデータの漏えいとかということは心配はないということにございます。

今、川島議員さんからもございましたし間宮議員さんからもいろいろこのシステムの構築とか、その点の御質問でありましたので、なかなか口頭で説明するのも難しい部分がありますので、図式がしてありますので、後ほどそれをお渡しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。

先ほどの防災のほうでもう一つちょっとお伺いしたいところですが、備品等をこの町でこのように用意をしていただいているところなんですけど、以前から自助、公助とかという話の中で、笠松町のいわゆるこの予算の中だけで全てのものを用意していくというのはなかなかこれ厳しいところはあると思いますし、今言いました消費期限とかというところていくと、随時買い足し等もしていかななくてはいけないというところになるとすごく大変なところはあると思います。

自助というところも出てくると思うんですが、その中でもう一つ、先ほどの町内会促進というようなところにも付随してくるんですけど、各町内会で、やっているところとやっていないところというのはあるというのは聞いたんですが、各町内会でこの備品や防災関係のものを用意していただくというような流れの中で、町内会費の事業の中で補助というのもついておりますけど、そういうところへの、例えば町から多少の補助を出すであったりとか、逆に言うと、各単会で買うということになるとなかなか高いというようなものを町のほうが逆にあっせんをして買うというような窓口をつくってもらうことで、町内会のほうが逆に安く買うことができるとかそういうような形に持っていけば、町としても全ての防災費というのを常に毎年用意するというのを軽減させて、町内会のほうでそれを管理していただくとか、そういうような形に持っていくのも一つではないのかなということをちょっと思うのですが、そういう形にこの費用等を使うことというのは可能なのでしょうか。また、そういうのができるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

今、間宮議員が言われました町内会のほうでの備品の整備というところでございまして、主要事務事業の19ページの自主防災組織育成事業の中の一番下、自主防災会防災備品整備事業費補助金というのがございます。こちらの補助金といいますのは、先ほど言いました自助、共助による減災、地域防災力の向上のために自主防災会に対して防災備品を整備する費用の一部を助成するものでございます。補助率は2分の1、その補助対象の備品としましては、自主防災会のほうでする本部運営なんかで使うテントとかヘルメットとかメガホンとかそういったものとか、消火用の消火器とか救助用のリヤカーとかスコップとか、あと避難生活用の簡易トイレとか携帯トイレとかブルーシートとか、あとは感染対策なんかで使う間仕切りとか体温計など、そういったものを対象といたしまして補助のほうを出しておる状況でございます。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。いいです。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 第1項の7目 青少年交流事業費ですが、前年度の予算に比べて今年度は、令和7年度は減額、大幅に減額がされておるといのは、地域間交流事業の中の北海道へ行く体験交流事業があったかと思いますが、これがなくなっているためにこの大きな減額があるというふうに思われますが、いろんな理由でその事業が令和7年度はなくなっているとは思いますが、今後この状態でいくのか、これはどのようにしていくのか、新たに志摩市の体験が増えましたので、昨年度、令和6年度は。令和7年度はこの辺りがどうなっていくのかということをお聞きしたいというのが1つと、もう一つ、今度は2項の企画費、1目の企画

総務費、DXの推進事業の中で、これはDXの推進は町長さんも力を入れていきたいということで重点にされているんですが、その中のオンライン窓口システム導入委託費というのが新規で上がっているんですが、ここの、これは多分LINEを活用したという辺りでの導入委託というふうに思われるのですが、ここのところをちょっと詳しく説明していただいて、私の思っているのは合っているのかどうかということで質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目、主要事務事業の20ページの第7目 青少年交流事業費の地域間交流事業でございます。

伊神議員さん言われましたとおり、352万2,000円減になった理由につきましては、令和6年度、今年度、北海道の新ひだか町への派遣と志摩市との交流事業をしておりましたけど、令和7年度予算では新ひだか町への派遣の予算がないということでございます。

それで、今後についてでございますが、令和7年度、三重県志摩市のほうへ体験交流事業に行かせていただきまして、その次の年、令和8年度には新ひだか町ということで、隔年で北海道の新ひだか町、志摩市というふうで実施をしていきたいというふうで考えております。

それと21ページのDX推進事業の中で、オンライン窓口システム使用料、新規の部分でございます。これにつきましては、伊神議員が言われますようにLINEによるオンライン窓口システムを導入するというところでございます。

実は今年度、県の事業でありますデジタル技術の活用によりまして、解決を目指す地域課題ということで県とか事業者、また町の関係者等々で協議会を設けまして、協議、そのLINEを活用したオンライン窓口の協議をしましたり、先進地視察をして、今年度それを実施しておりました。

令和7年度にはそれを実行するというところで予算計上をさせていただきましたが、今まで公式のLINEにつきましては登録数も多いということで、まずLINEによるオンライン窓口を進めていきたいということで検討しておるわけですけど、今まで無償の機能のみでの利用をLINEはさせていただきましたけど、セグメント配信機能であるとか、チャットボットによります自動応答、あとカレンダーによる予約機能等々を新たに拡充をして、さらには公的個人認証可能な電子申請というところまで進めていければというふうで考えております。

それによりまして、役場の窓口に来なくてもいいように、自宅で24時間できるというようなことも将来的には進めていきたいということでこの令和7年度に係るシステムの使用料、それともう少し上にオンライン申請サービスの使用料、上から2つ目ですね、オンライン窓口システムの導入委託料というの、これ導入の委託とその後の使用料ということで令和7年度予

算に計上させていただいているということでございます。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

ほかに質疑がありませんか。

〔挙手する者あり〕

番議員。

○2番（番 有里君） 私からは2点お尋ねしたいと思います。

1点は、この21ページの2項1目の企画総務費のところの一番最後に当たるんですが、地域課題解決支援事業（新規）、CSO地域課題解決支援事業補助金とありますが、こちらのほうの使い道と、あとこれは使い切りの予算なのか、それとも翌年に繰越しができるものなのか教えていただければと思います。

もう一点は、ページ戻りまして20ページの防災行政無線管理事業（同報系）とありますが、こちらは多分、以前ならば各家庭に三角の受信機があったと思いますが、そういったものの更新に当たるのでしょうか。それともまた別な利用の無線をお考えなんでしょうか。お答えいただければ幸いです。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは主要事務事業21ページの企画総務費の中で、地域課題解決支援事業についてお答えをさせていただきます。

まずこちらにつきましては、企業版ふるさと納税を活用しまして、CSOといいますのが市民社会組織の略でありまして、NPO法人でありますとか市民活動、ボランティア団体とか、あと老人会、PTA等々のそういう組織、団体を含めての呼び名、略がCSOということになります。そこが、そのCSOが実施する地域課題の解決につながる事業を支援するというところで、このシステムというか、を構築させていただいております。

令和7年度につきましては、岐阜工業高校の魅力アップ事業ということでまずは始めてみたいというふうに思っております。流れ的には、町がこのCSOの支援事業を行いますということで、いろんな基準とか、どなたが該当、どういうところが該当になるのか、どういう基準があるのかというのをお示ししまして、今回ですと岐阜工業高校に絡んでおります市民社会組織となりますと同窓会さんであるとかPTAさんとか、そういう岐阜工業高校さんに絡む団体さんが岐阜工業高校のために何かをやりたいというのをうちのほうに提案をさせていただきます。

それで、うちのほうがそれで了承をいたしましたら企業のほうに寄附を募って、その寄附をそのCSOにお渡しをしてその事業を進めていただくというような流れになりますので、その予算を組ませていただきました。

それで、これは使い切りなのか翌年度なのかということの御質問であります、企業版ふる

さと納税、一般の企業版ふるさと納税につきましてもその当年度で使うということが原則になっておりますので、今回のこの場合につきましても原則年度内での使い切りというふうになります。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

主要事務事業20ページの防災行政無線管理事業のところでございますが、こちらにつきましては、この防災無線、平成9年の防災無線放送開始からアナログ無線機が使用され続けておまして、老朽化に伴う戸別受信機を介した放送の継続停止が懸念されておりますので、そうした停電時や携帯電話等の通信障害においても災害時に支援を要する世帯を中心とした情報弱者に最低限の情報を発信できるように、令和7年度については、再送信子局2局と親局のデジタル化を実施するものでございまして、先ほど議員言われました戸別受信機につきましては、その設置当時と大分状況が変わってきておりますので、今後そちらをどういうふうに行っていくかの検討を進めているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御回答ありがとうございます。

今の御時世、大体、携帯やそういった手段が非常に発達しておりますので、防災行政無線もそんなに役に立っているのかなというちょっと実感があるものですからちょっとお尋ねしたんですが、この予算の内訳としては何か国からの補助とかそういったものはあるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

今回整備をさせていただきます事業につきましては、財源といたしましては国庫補助でございまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、補助率が10分の7.5の補助、この財源を充てて実施したいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御回答ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 18ページ、1項3目 財産管理費の二重丸の上から2つ目、その他施設管理事業、最初の丸、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料（低濃度PCB）の542万についてですが、これは上記に書いてある施設のどこからどのような廃棄物、具体的に、ちょっと勉

強会では説明いただいたと思いますけれども、電球やったのか何か、具体的なものを教えていただくのと、そしてこの廃棄委託料というのは毎年度同じように発生しているのか、それともまた今年度いつもより予算が多いのかとをちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

主要事務事業の18ページ、財産管理費の中でポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料のところでございますが、こちらにつきましては、この低濃度PCBの廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において令和9年3月31日までに処分を委託しなければならないということで、こちら平成2年初頭までに製造された電気機器なんかの微量のPCBの混入が否定できないので、そういったその製造により数十年たって老朽化によりまして漏えいのリスクが高まっているということで、こういったものを処分するということで、毎年ではなくて、今回の門間倉庫などに保管しておりましたそういったものを処分するということで今年度上げさせていただいております。

今のところ今回保管しているものを処分するということで、それがこの期限までに、そちらのほうはまだどれだけ出てくるか分かりませんが、今現在そういったものがあるということ把握している部分については令和7年度にこれを処分させていただくというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

現在保管してあるものを今回予算づけをしたという解釈でということですね。まだ出てくる可能性があって、令和9年の3月31日までに処分をしなければいけない。一度に処分することはできないのかどうかだけ最後ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

今のところ、今福祉会館の空調機の整備をしております。そちらのほうを、そちらでまだそちらのほうが出てくるかどうか分かりませんが、そういったところで、先ほど言いましたように、そういった混入しているものがあるかどうかを、可能性があるところについてはそういうふうで把握しながら処分はしていきたいと考えております。

あと令和7年度につきましては、下羽栗会館の変圧器及び高圧コンデンサ更新工事がございます。こちらのほうもそちらでまだ含まれているかどうかの可能性はあるかもしれませんが、そちらでもしあれば、そちらについても処分のほうを進めていくというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。理解はさせていただきます。

いわゆる今後行われる営繕費とか改修工事に伴うもので廃棄物が出てくるところなので、今現在はまだ改修工事もされていなければ出ないよという理解の中で、予測されるものはあるぞということですので、それで結構ですので以上です。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に行きます。

予算説明書40ページ、主要事務事業説明書23ページからの第3款 民生費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者あり]

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費の中の二重丸、25ページの下から2番目、全国健康福祉祭ぎふ大会開催事業で、ねりんピック笠松町実行委員会交付金1,000万円、令和7年度に笠松町地内で1つの競技が開催されるということでこの交付金を出されるということになると思うのですが、交付金なので、申請が、交付してくれとあって1,000万円その実行委員会に出されるというふうに認識してよろしかったのでしょうか。

かなりの高額なので、その1,000万円を大会のところで実行委員会が主体となって、それをうまく1,000万を使っていくというようなふうの捉え方でよろしかったでしょうか。町のほうもそれだけの交付金を出すということだから、ある程度中身は御存じだと思いますので、その点をちょっとだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） ねりんピックのお話でお尋ねをいただきましたが、まず、文字どおり笠松町の実行委員会方式で行われておりますので、その実行委員会のほうに笠松町の交付金という形で1,000万円を交付しますので申請をいただく手続になるかと思えますけれども、それで、実際のところは1,000万円で済む話ではなく、これは笠松町がこの実行委員会に補助金を出すお金が1,000万円、そして実際の事業費は、これからの令和7年度に入りまして実際実行委員会だとか、その下の運営委員会だとかいう辺りで予算等が決まっていくわけなんですけれども、想定の中では2,500万円から3,000万円ぐらいかかるのかなという想定があります。それで、そのうちの1,000万円を交付すると。足りない分につきましては県のほうで補助金の制度がありますので、それを使いながら運営していくという形になっていきます。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書51ページ、主要事務事業説明書30ページからの第4款 衛生費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。

予算説明書57ページ、主要事務事業説明書36ページからの第5款 農林水産業費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書59ページ、主要事務事業説明書37ページからの第6款 商工費についての質疑を許します。

商工費はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書60ページ、主要事務事業説明書38ページからの土木費についての質疑を許します。  
土木費はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書66ページ、主要事務事業説明書41ページからの消防費についての質疑を許します。  
ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 主要事務事業のほうの41ページ、消防費の中の非常備消防費、消防団員のところなんですけれども、現状では今どれぐらいの欠員が出ているのでしょうか。埋めるために何か新しい手だてはあるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

主要事務事業41ページの非常備消防費の中の消防団等活動事業のところでございますが、現

在は定員120名に対しまして95人という状況でございます。

それで、消防団の確保、団員の確保につきましては、今消防団員の認知度の向上ということで、広報紙やホームページによりまして活動の定期的な紹介とか、イベント時に消防団員の方に消防車両等を展示し、どういった活動をしているかということをしてPRしているところでございますし、あと令和7年度、こちらのほうの予算では、消防自動車車両ですね、小型動力ポンプの積載車2台を購入させていただいて、今まで、昨今普通免許では運転できない消防車両等ございましたので、それをAT車にするなどして、あと消防団とも団員を何とか確保するというので、消防団とも常にそういった何か、向けて事業ができないかということも話し合いながら何とか確保していくように進めているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） なかなか難しいのは私も経験がありますのでよく分かりますし、現に私の地元の町内でも欠員が出ているという状況も把握はしておりますけれども、先ほど言った防災に関していうと非常に重要な事業になりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから消防団の、今年度は車両の入替え、団の車両の入替えというのがあるので非常に金額的には増していると思うんですけども、ある意味県大会に出場しなくなったということで人件費の部分では大分少なくなっていると思うんですけども、その辺の認識というのはどうなっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

消防団活動の中の報酬のところでございますが、確かに操法大会に出場するための訓練等があればそちらのほうで報酬のほうは膨れ上がることがありますが、一応県の消防操法大会のときも令和5年度には参加を取りやめておるだけで、今後また次回県操法に出場する機会がある場合にはまた団ともどうするかをしっかりと話し合いながら決めていくこととなります。

あとは団のほうでいろんな活動のほう、あまり負担がかからないように訓練のほうも今後も続けていきますので、そちらのほうで報酬のほうは変わってくるかなと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

今報酬の面でいうと年間の報酬があつたり、1回の火災出動ですと8,000円でしたか、というふうについたり、私らの頃は多分200円とか300円とかという金額だったと思うんですけども、そういうことで、町内で例えば消防団をお願いするときも、こんなにお金がもらえるから

というようなやっぱり誘い方をされている場合が結構多いそうです。

消防団の幹部の方にお聞きすると、わしらの頃は違ったんやけど、今の子はお金のためにみんな来るんやというような、そういう言い方をされる人もおりました。それがいいか悪いかという問題ではなく、国が決めた方向性でどうしてもそういう団員確保のために国を挙げて取り組んだ結果そういうふうに来ているんだろうというふうには思いますが、消防団というのは単純にそうではないという部分も非常に大事だと思いますので、これから一応そういうことも含めて認知をさらに広めていっていただきたいと。それから、笠松町の災害、防災に対する非常に重要な根幹であるというようなことを含めてぜひとも今後とも周知をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので次に参りますが、質疑の途中ですけれども1時半まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

それでは予算の続きを進めさせていただきます。

予算説明書68ページ、主要事務事業説明書42ページ、第9款 教育費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 教育総務費の欄の一番下です。

42ページの教育総務費の中で一番下の施設型給付の教育給付費等負担金というところの、これが4,100万円という金額がついているので、ちょっと知識がなくて申し訳ないんですけど詳細を教えてくださいたいんですが、いわゆる6施設、今回これ双葉幼稚園さんが登録されたというようなことを説明のときに聞きましたが、6施設31人で4,129万5,000円ですか、この内容とかその費用の内訳とか等を教えてくださいたいです。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 施設型給付費のお尋ねなんですけれども、これ今の保育・幼稚園の事業の制度がかなり複雑になっていまして、なかなか説明申し上げにくいんですけども、ここの施設型給付（教育）というのは双葉幼稚園さん以下これだけ入っているんですけども、これはいわゆる新制度に移行された幼稚園という言い方を我々はしているんですけども、こちらはイメージとしては、現状の保育園、保育所に払っているような1人当たり幾らという単

価が決まっています、それ掛ける人数の分を運営費というような形でお支払いしている制度を選択された施設の方はこちらで払っています。

それで笠松幼稚園さんのほうなどにつきましてはこちら入っておりませんので、笠松幼稚園さんのほうは旧制度ということで、あまり市町村が関与していないほうの制度を利用されてみえる。どちらでも選べるので、それを選択された結果、新制度分の運営費というのが言い方的にはそうかなというイメージではありますが、よろしいでしょうか。

法律が、子育て支援法が変わったときに旧制度と新制度に幼稚園側で選べるようになりまして、新制度に移行されると希望されたところが例えば双葉幼稚園さんで、それは、そちらを選ばれると市町村を通して運営費が支払われていくんですけども、昔幼稚園のイメージって、市町村はあまり関係なく個人とその幼稚園の契約の中で動いていたと思うんですけども、こちらを選択されたのが笠松幼稚園さんなので、ここには入ってきていないということです。

この新制度を利用されると市町村を通して運営費が支払われるので、1人当たりの単価が国で決まっています、それ掛ける児童数を支払う金額がトータルで4,100万円ほどということです。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 何か分かったような分からないような感じなんです。

人数が書いてありますね、20人とか4人、1人、各務原市にも岐南町にも。これはいわゆる笠松町民の子で各務原に通っている子が1人、2人いるよと。双葉幼稚園さんも笠松町から20人通っているよと。いわゆるほかの地域から双葉幼稚園さんに行っている分は笠松町は払わなくて、その1人ずつに対してということ。ということで人数が書いてあるわけですね、そういうことですね。

ではその下の今度43ページに入りますが、そこは8,400万ついていますよね。合わせるとこれ1億2,500までいくんですけど、すみません、この辺も含めて教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） こちらの次のページの施設等利用給付（教育）事業費の8,400万につきましては、先ほどは幼稚園の運営費としてお支払いしている金額で、新制度と旧制度の選択ということだったんですけども、こちらのほうは、これも制度が変わった時点で、昔だと幼稚園就園奨励費という事業名でやっております、個人の方が幼稚園に対する保育料を払ってみえたと思います。その部分を市町村が補助をするという形でお支払いしていたのが幼稚園就園奨励費、それが制度が変わりまして、現状今この施設等利用給付教育事業の補助金ということになりまして、単価が1人当たり2万5,700円掛ける利用月数掛ける人数分と、笠松幼稚園さんとかだと人数が多いのでトータル8,400万円ほどの費用がかかるということになり

ます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） つまり、これは1回お金の流れとしては、各家庭が支払うお金が一度町のほうに入り……。

[発言する者あり]

入らない。これはもう実質父兄等から集めているお金以外でこれだけ1億2,000万、1億3,000万は町が負担していくという考えでいいんですか。そんなにかかる。1人2万5,700円掛ける12か月が1人分。

ほかにも保育費というのは各個人からもらっていますよね、保育園はね。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 施設利用給付費、今下側の事業につきましては、最も簡単に言うと保育の無料化と同じ流れで、本人さんが今までは払っていた部分を役所のほうが施設のほうに直接払われて、結果本人さんは保育料を幼稚園さんに払わないということなので、一旦役所が集めるとかそういうことではないんです。これは昔の幼稚園就園奨励費の時代と同じようなお金の流れですね。ということです。

市町村は4分の3相当をいただいて4分の1を負担するという形。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） 学校管理費の45ページの真ん中ぐらいなんですけど、情報教育ネットワーク事業、生徒用G I G Aタブレット修繕費が500万とか委託料が533万9,000円、ちょっと勉強会のときに聞いた新しく今度タブレット替えるのかとか言われたような気がしたんですけど、何か私も、ここのG I G A修繕費のときに1,420万という何か書いてあるんですけど、ちょっと詳細だけ教えていただきたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

このタブレットのタブレット修繕費、これというのは各子どもたちが壊したり、なったときの修繕料のうち、一旦こちらが修繕料を払ってというお金が頭打ちで500万を出しているという状況で、一千幾らというのはちょっとどのときにそういう話になったかという部分があるんですが、これはあくまでも子どもたちの今まで修繕する。実績ではないですけど、おおむね500万ぐらいかかるだろうということで頭打ちをしているという状況になっています。

○9番（田島清美君） その下の委託料というのは。

○教育文化部長（天野富三君） これ委託料については、学校等の先生方のiPadとか情報機器等の取扱いとか不備があったときの先生に対応していただく委託料という部分を含めた委託料になっています。

すみません、先ほどの500万ですけど、これは昨年の実績で数字を上げさせていただいておるのでよろしくをお願いします。

また、新しくiPadに更新したときの費用なんですけど、リース料なんですけど、それについては、その下の丸の使用料及び賃借料の中に含まれております。なお、通常ですとリース料はこちらが払って、そのためにかかった分が国のほうから補助金でいただくんですけど、今回の場合、県で調達を一括でやっている格好になっていますので、県のほうから補助金についてはリース会社のほうに支払われるということで、その残りの部分をこの使用料及び賃借料で数字を上げさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 何となく分かったんですけど、これは大体1台修繕費って幾らぐらいかかるのかちょっと教えていただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 修繕料については、壊れた度合いにもよるんですけど、基本的には保険適用になる、保険で戻ってくるのが5万円、5万円を上限に保険は戻ってきます。5万を超えた分についてはこちらの町負担になるという格好になるのでよろしくをお願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。GIGAタブレットの更新ということで、使用料の中でリース料を支払うということを知ったんですけども、以前も質問したと思うんですけども、そのカバーというか非常に故障が多いということで、岐南町に比べて笠松町のほうが故障が多いという話を聞いたんですけども、そのカバーをつけるのかつけないのかということを知りたいと思うんですけど、今回の更新に当たってカバーのことというのはどのように考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 保護カバーについては、岐南町とも共通のタブレットになりますので、これはつける格好で今調達のほうをしておる状況です。

あと、今度新1年生については、それプラス持ち運びができるカバーというかかばんをシー

シーエヌのほうから寄附をいただきましたので、それを今学年、新1年生たちについてはそれを配付して、持ち運びに便利な格好で対応するようになっておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 47ページの5項2目 体育施設費の下から2つ目の二重丸、南体育館管理運営事業4,127万1,000円ですが、こちらの解体の始まりから解体完了までの期間及びスケジュールを教えてください。

もう一点、解体後の現場の状況というか跡地はどうなるのかも併せて教えてください。

次に48ページ、5項3目 学校給食費の丸の上から3つ目、給食調理等業務委託料（新規）4,240万円、こちらは今までの委託前、委託後の業務の違い、要は何を委託してこれまでの変わらない給食センターの事業と、これちょっと仕分をして教えてください。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） まず南体育館の解体のスケジュールなんですけど、来年度早々に設計監理委託をしまして、設計が出次第工事のほうの入札を行う格好で、おおむね設計に一、二か月かかると聞いております。

その後、工事は設計会社等にある程度どのくらいかかるのということを確認しましたら、解体にやっぱり8か月ぐらいかかるということで、更地になるまでに1年、来年度1年かけて解体工事が進むんじゃないかなという認識でおります。

また、その跡地についてはまだ、今後どういう、跡地利用については今後検討していきたいと考えております。

また、給食の業務委託がどう変わるのかということで、今までやっていたのは全て町がやっていたということなんですけど、その部分の食材の検収は、これは町と業者と一緒にやるんですけど、調理作業から最後学校へ配送しまして、また食器が戻ってきたら洗浄ですね、後片づけまで、その部分については業者に委託をするということで、あと献立等とか食材の調達については今までどおり町側が実施をしていくということで、あくまでも調理員の労務、いわゆる調理を作る労務関係も業者のほうが行うということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

南体育館の解体撤去工事におきましては、約1年ほどの見込みであるというところでござい

ますので、基本的に学校が行われておる間に同時進行で工事も行われるのかをもう一度確認したいのと、もう一点、給食の今の委託業務ですが、いわゆるこれまでと同じように栄養管理とか食材の確認とかは給食センターのほうでの確認という認識でよろしいでしょうか。

要は、委託するのは先ほど説明があった料理を調理しますよ、調理が終わりました、そして配膳しますよ、配送しますよ、そして帰ってきた食器を洗浄しますよ、そこまでを委託業務で栄養管理及び食材の内容に関しては今までどおりで変わらないということによろしいのか確認です。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） まず、南体育館のあれは学校の事業に影響ないという格好で支障のないように工事は進める方向で指示をしたいと思っております。

また、給食センターについては議員おっしゃるとおりでありますのでよろしく申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） まず第1項 教育総務費、1目 教育総務費の二重丸、上から4つ目、特色ある教育活動推進事業の中の新規で、問題データベース使用料350万ほどが上がっておりますが、これは小・中学校、笠松町4校ありますので、その4校の使用料分というふうによろしいでしょうか。

これがデータベース使用料なので令和7年度から新規でこれが上がり、毎年毎年この分だけかかっていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

それから、岐南町さんは小・中学校同じようなものを入れていらっしゃるというか、入れられるのか分らないですけど、その辺の、これは笠松町単独でこのことをやろうというふうで上げていらっしゃるのかという辺りを、すみません、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

このA Iドリルについては4小・中学校全てに導入する予定です。それで1年ごと、毎年このくらいの金額がかかるということでもあります。

また、これはもともとこのA Iドリル、前は各学校ごとでやっていたんですけど、それを教育委員会のI C T推進支援員がお見えになって、その中で教育長からも各町宛てにA Iドリルの導入をしたいということで、これについては多分岐南町と同一のものを導入する方向での予算を上げさせていただいております。

○議長（伏屋隆男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 1 時55分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は10名であります。

伊神議員の質問に対する答弁を、藤枝社会教育課長。

○郡教委社会教育課長（藤枝豊和君） 失礼します。お時間をいただきありがとうございました。

確認しましたけれども、岐南町の学校でも全て笠松町とそろえてやっていくということで確認しました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） この新しい問題データベースというのは、この前ちょっとお聞きしましたところ、計算ドリルとか漢字ドリルとか、今割と紙でああいうドリル形式のものを使っていたのがだんだん時代が変わってきてということで、そういう電子的なものも使いながらというところで新しくこういうのを導入していこうということで入れられるんだというふうにお聞きしましたけれども、毎年割と高額な使用料をお払いするので、ぜひどれぐらいきちっと使用されたかということ調べていただいて、本当にしっかりと利用されればこの費用に対する効果が出るということで非常にいいと思うんですけど、これが、前そういう同じような問題を作成するような何かちょっとしたデータベースというか、何かそういうのでということであったんですけど、あまり利用されているような活用されているようなところも見受けられずというところがたしかあったような気がするので、ぜひ来年度これ導入され、使用が頻繁にというか有効に活用されるように、ぜひちょっとそれも確認していただきながら、また来年度継続します、また再来年というような形でいかれるとありがたいと思うのでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、次に参ります。

予算説明書83ページ、主要事務事業説明書48ページ、第10款 公債費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算書83ページ、主要事務事業説明書49ページ、第11款 諸支出金についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

じゃあ次に参ります。

予算書83ページ、第12款 予備費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、歳出についての質疑はこれをもって終了させていただきます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時00分

